

池田市立公益活動促進センター指定管理と中間支援の関係

資料 6

| | | 今後のあり方（選択肢） | |
|---------|--|--|---|
| | | A案 | B案 |
| あり方 | 現在 | | |
| | センター指定管理業務 | <ul style="list-style-type: none"> ①センターの使用の許可 ②センターの管理 ③市の公益活動の促進に関する支援及び協働の施策についての提言 ④公益活動団体及び事業者へ助言 ⑤人材の育成及び普及啓発 ⑥情報提供、調査研究及び需給調整 ⑦顕彰に関すること ⑧その他公益活動の促進に必要なこと | <ul style="list-style-type: none"> ①センターの使用の許可 ②センターの管理 ①地域団体への支援 ②他の中間支援組織との連携 ③NPO法人の設立相談支援 ④行政・企業・大学との連携及び支援 |
| 中新規追加業務 | <p>新たに追加する中間支援業務も、指定管理業務の範囲とし、詳細については、指定管理者募集要領で規定します。</p> | <p>◆池田市公益活動促進に関する条例</p> <p>第4章 池田市公益活動促進協議会（業務）第19条</p> <p>協議会は次に掲げる事項を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1)市の公益活動の促進に関する支援及び協働の施策について提言を行うこと。 2)公益活動に関して公益活動団体及び事業者へ助言すること。 3)公益活動の促進のための人材の育成及び普及啓発に関すること。 4)公益活動に係る情報提供、調査研究及び需給調整に関すること。 5)公益活動の行うものの顕彰に関すること。 6)その他公益活動の促進に必要な事項。 | <p>◆池田市公益活動促進に関する条例</p> <p>第19条から協議会の処理事項を削除</p> <p>◆新センター設置条例</p> <p>（事業）第 条</p> <p>〇〇センターは、その設置目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1)市の公益活動の促進に関する支援及び協働の施策について提言を行うこと。 2)公益活動に関して公益活動団体及び事業者へ助言すること。 3)公益活動の促進のための人材の育成及び普及啓発に関すること。 4)公益活動に係る情報提供、調査研究及び需給調整に関すること。 5)公益活動の行うものの顕彰に関すること。 6)その他公益活動の促進に必要な事項。 |
| | 中間支援に関する条例の位置付け | <p>◆池田市公益活動促進に関する条例</p> <p>第4章 中間支援組織（業務）第N条</p> <p>中間支援組織は次に掲げる事項を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1)市の公益活動の促進に関する支援及び協働の施策について提言を行うこと。 2)公益活動に関して公益活動団体及び事業者へ助言すること。 3)公益活動の促進のための人材の育成及び普及啓発に関すること。 4)公益活動に係る情報提供、調査研究及び需給調整に関すること。 5)公益活動の行うものの顕彰に関すること。 6)その他公益活動の促進に必要な事項。 | <p>◆池田市公益活動促進に関する条例</p> <p>第19条の協議会の処理事項を削除し、第N条に中間支援組織の処理事項として必要な条項を規定。</p> <p>第4章 中間支援組織（業務）第N条</p> <p>中間支援組織は次に掲げる事項を処理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1)市の公益活動の促進に関する支援及び協働の施策について提言を行うこと。 2)公益活動に関して公益活動団体及び事業者へ助言すること。 3)公益活動の促進のための人材の育成及び普及啓発に関すること。 4)公益活動に係る情報提供、調査研究及び需給調整に関すること。 5)公益活動の行うものの顕彰に関すること。 6)その他公益活動の促進に必要な事項。 |